社会福祉法人林田福祉会　役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条　この規程は、社会福祉法人林田福祉会（以下、「法人」という。）の定款第９条並びに第２３条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する事項について定める。

（定義等）

第2条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

(2)　報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(3)　費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の種類）

第3条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等を支給しない。

(1)　理事長　報酬

(2)　役員等　報酬

（報酬等額の算定方法）

第4条　理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、該当各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1)　報酬　別表第１に定める額

２　役員及び評議員に対する報酬の額は別表第２に定める額とする。

３　役員報酬の各年度総額は４００万円を上限とする。

（報酬の支払い方法等）

第5条　理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1)　報酬　毎月１５日（ただし、金融機関が休日の場合はその前日に支給する）

２　役員及び評議員に対する報酬に、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

３　役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

４　報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

（費　用）
第6条　役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
２　費用のうち旅費(宿泊費を含む)については職員賃金規程を準用するものとする。

（報酬等の日割り計算）
第7条　新た理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
４　第２項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第8条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) ５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。
(2) ５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公　表）
第9条　本法人は、この規程をもって、役員等の報酬等の支給の基準として公表する。
２ 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

（改　廃）
第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補　則）
第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（附　則）
(1) この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
(2) この規程は、令和２年４月１日から施行する。
(3) この規程は、令和７年２月１日から施行する。

別表１　理事長の報酬

報酬

役職名	月　　額
理　事　長	上限 250,000 円

別表２　役員等(理事・監事・評議員)の報酬

報酬

役職名	理事会・評議員会・監査会等への出席(1 回)
理　事	6,000 円
監　事	6,000 円
評議員	6,000 円

※ 源泉徴収後の金額

費用

宿泊費	旅　費
実　費	実　費

※　職員旅費規程を準用